

対 談

仮想通貨を巡る租税法上の取扱い

日時：平成30年6月25日（月）午後2時10分～3時
場所：エヌエヌ生命「トレーニングセンター」

中央大学法科大学院特任教授 森信 茂樹
アコード租税総合研究所所長・ファルクラム代表理事・中央大学商学部教授 酒井 克彦

本稿は、平成30年6月25日（月）に、エヌエヌ生命保険株式会社協力のもと一般社団法人ファルクラム・一般社団法人アコード租税総合研究所共催で開催された公開セミナー「仮想通貨を巡る租税法上の取扱い」における対談の内容を掲載するものである。

なお、講演者等の肩書等は当時のものであり、また本稿の内容は平成31年度税制改正大綱や改正法案が示される以前のものであるが、当時の議論を尊重し、加筆訂正は必要最小限にとどめている。あらかじめお断り申し上げます。

●はじめに

酒井：皆さまこんにちは。ただいまご紹介にあずかりました酒井でございます。本日はファルクラム及びアコード租税総合研究所の公開セミナーということで、皆さんと、仮想通貨を巡る様々な租税法上の問題について考えてみたいと思います。それでは、早速でございますが、森信茂樹先生と私との仮想通貨に関する対談を行いたいと思います。もう既に、森信先生は会場にお越しいただいておりますので、森信先生をお呼びしたいと思えます。それでは、皆さま、森信先生を拍手でお迎えくださいませ。どうぞよろしくお願いいたしますします。

皆さん、森信先生はよくご存じでいらっしゃると思いますが、私の方から簡単にご紹介をしたいと思います。

森信先生は、1973年に大蔵省に入省されま

して、在ソ連日本大使館、在ロサンゼルス領事館、そしてロンドン駐在大蔵省参事、あるいは、証券局、主税局、東京税関長、また財務省財務総合政策研究所の所長などをご歴任され、ご活躍されてこられた先生でございます。現在は、中央大学の大学院法務研究科特任教授として教鞭をとる一方、一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュートの代表理事・所長をお務めになっいらっしゃいます。

森信先生は、大変多くの著書を発表され、WEBでも情報発信されていらっしゃいます。日々皆さんも先生の論稿やコラムなどに触れることが多いのではないかと思います。先生は新しい経済事象や様々な社会事象の変容に素早く対応される学者として第一人者ではないかと、私はそのようにみているわけですが、今日は先生と仮想通貨を巡る租税法上の問題について時間の許す限り考えてみたいと思います。

資料をご用意いただいておりますので、まず先生からお話をさせていただいて、その後、私からご質問させていただき、いろいろと議論をしていきたいと思えます。それではどうぞよろしくお願いいたしますします。

●仮想通貨の問題点

森信：皆さんこんにちは。ご紹介いただきました森信です。よろしくお願いいたしますします。

最初に、私の資料に基づいてお話をしたいと思いますが、仮想通貨については、今いろいろ話題になっていますが、税の面ではまだまだ解明されていない部分が多いということを指摘しておきたいと思います。

仮想通貨は、「通貨」という名前こそ付いていますが、この「バーチャルカレンシー」は、G20 などでは、仮想通貨は通貨ではないという定義をしているんですね。もちろん日本の政府、財務省も G20 にコミットをしているわけで、基本的には通貨とは見ていないというのが世界の認識です。

マネーロンダリング（以下「マネロン」という。）に利用されるなど、使われ方に極めて問題が多いということで、通貨との言葉はふさわしくないのではないか、ということが根本にあります。

これを受けて、日本でも本当に通貨なのかどうかという議論は、経済学者を中心にいろいろなされてきています。私と同じ研究所で働いています東大の経済学の先生で、今は ICU の先生の岩井克人先生という方がいらっしゃいますが、彼は、明確に仮想通貨は通貨としての要件を欠いているとおっしゃっています。これだけ値動きが激しいと、投機手段にはなり得ても、安定的な支払手段にはなり得ないというのが理由です。価格が何十倍も高騰した以上は、みんな値上がりを期待して、これを買うということになるため、通貨になることはないのではないか、ということをおっしゃっています。本日は、そうした前提でお話をしたいと思います。

仮想通貨については、まずは、金融庁が定義をしましたね。この定義を受けて、みなさんご承知のように、消費税は非課税になったわけですが、世の中に誤解があるのは、通貨だから非課税になったというわけではないんですね。これは、支払手段として使用されている実態を踏まえて、消費税を非課税とすることが国会答弁でも行われていまして、

『改正税法のすべて』にも書いてあります。だから、通貨だから非課税ということでは、まずないということですね。

それから問題は、所得税の方です。これは酒井先生の方がお詳しいと思いますが、私は、財務省主税局で金融所得一体課税、二元的所得税という制度を調べていました。日本で初めて翻訳をして、石弘光先生と本間正明先生が 1998 年に、世界の税制の流れとしてデュアル・インカム・タックスという制度があるのではないかと。日本もこれしかないよね、ということで、私が主税局の総務課長をしておりますときの 1998 年の金融商品報告書で初めて二元的所得税という言葉を出しました。その中で、将来的な方向として、金融所得は一体的に課税して、効率性という観点から税率は低くして、勤労所得の累進税率とは違う形でやろうではないかと位置付ける考え方を公表しました。

その後、これが二転三転しまして、一言で言えば、証券業協会とか、証券会社とか、そうした金融所得一体課税よりも、株式譲渡益の非課税とか、当時 100 万円まで非課税にする「塩爺税制」などがあり、一体税制より非課税の方がいいということで進まなかったんですね。

ところが、民主党政権になって、譲渡益非課税よりも一体課税を行い、税率をそろえて、その中で配当とか、幅広く損益通算をできるようにした方がいいということで、金融所得一体課税の議論が復活してきたわけです。

金融所得一体課税というのは、デュアル・インカム・タックスの片方なんですね。もう片方は勤労所得の話です。そうした経緯があって、今の金融所得税制ができているわけです。

つまり、今の金融税制を見ますと、特定口座で損益通算をして 20% で源泉徴収され、あとは申告不要。これが一番金融所得としては理想的なものです。

なぜこうした税制を採るかについては散々議論され、政府税制調査会の報告書などにも書いてありますが、「貯蓄から投資へ」という当時の大きな政策の流れが背景にあるのです。「貯蓄から投資へ」という流れの中で、一般の投資家が安心して投資できる金融商品には、優遇税制を設け、そうした新しい税制を適用してもいいのではないかという考えがあるんですね。

ところが、今日のテーマである仮想通貨はといいますと、ご承知のように、総合課税、雑所得ということで累進税率が適用されます。損失も考慮されませんから、ある意味では非常に厳しい税制ですよ。ここで、藤巻健史議員の質問に対する藤井健志国税庁次長の答弁を紹介したいと思います。これは、藤巻議員の「原則雑所得となったのは、…仮想通貨を支払手段と位置付けたせいだというふうに理解しておりますが、それでよろしいんでしょうか。」という質問に答えたものです。

回答を読みますと、「結論は委員ご指摘のとおりでございます。」とした上で、「ビットコインなどの仮想通貨につきましては、御指摘の資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられておりますので、外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであるというふうに考えられるところでございます。」とあります。

すなわち、譲渡所得ではなく、どの所得にも属さない、外国為替の差益と同じものだということで雑所得になり、雑所得になった結果、この累進税率になり損失は考慮されないことになっているんですね。

それで、おそらく 2017 年に儲けた人、つまり 2018 年の確定申告では相当利益を上げた人がたくさん出てきたということですが、

来年 2019 年になると、おそらくそうでない人、つまり損失を抱えた人がたくさん出てくると思います。ところが、雑所得である以上、その人はどうしようもない。1 年前にあれだけ値上がったときに税金を払ったのに、今年は何も面倒みてくれない、損失繰越しが認められないのはおかしいのではないか、という声が出てくると思います。

ご承知かもしれませんが、実は、これは FX のときと話が似ているのです。FX に対する税制は、もともと今の仮想通貨に対する税制のような非常に厳しい税制だったのですが、2012 年に申告分離 20%へと変わりました。変わった理由としては、私の理解ですが、2 つあって、1 つは先物取引というのが非常に価格形成に有能な機能を持っていると。すなわち、これは売りと買いの価格をならす、リスクをならすという意味において、公平で透明な価格指標の提供というそれなりの有能な機能を負っているということですね。これが第 1 番目の理由です。

それから 2 番目に、これは先ほどの金融所得一体課税とも関係するのですが、こうした役割を負っている金融商品を取引することが、幅広い投資家の参加を促すことに繋がり国民経済の観点から重要であるという評価で、租税特別措置として政策理由がある。この 2 つの理由を基に現在 20%の申告分離になっているわけですね。それでこのデリバティブの中での損益通算もできるようになっているわけですね。

私の言いたいことはもうお分かりかと思いますが、今のところ、仮想通貨の税制は、最も厳しい税制ですが、それが今お話ししました FX のようなものになっていく可能性があるのかないのか、ということが問題だということですね。

そうすると、1 番目の公正で透明な価格形成が行われるためには、インサイダー、相場操縦などの不公正な意図を防止する法的な手

当てがある金融商品取引法（以下「金商法」という。）で、まずきちんと金融商品に位置付けることが必要だということです。これは主税局の話ではなくて、金融庁の話です（筆者注：その後の金融庁の検討の方向として、仮想通貨の中の一部について、この方向で検討するということのようである。）。

それからさらに、これは租税特別措置ですから、先ほど言いましたように租税特別措置の適用を受けるための政策的な意義として、広く一般投資家が参加するような金融商品になることが必要であるわけです。こうした二重の、いわば乗り越えるべきハードルがあると私は思っております。

●仮想通貨の位置付け

酒井：短いお時間の中で大変分かりやすくお話をいただきました。ありがとうございます。

それでは早速、今の先生のお話をお伺いしたところで、私から少しお尋ねします。

仮想通貨に関しては、この取引業者、あるいはマイニングというものに参加する人たちとか、もちろん投資家の人たち、いろんな人たちから、今後いろいろな意見が出てくると思うのです。おそらく、先ほど先生のお話にもありましたように、極めて厳しい税制上の取扱いになっている、雑所得になっているので、損失が出てても他の所得と損失通算できないし、あるいは損失の繰越しができないなどの問題があります。単年度計算しかできないわけですね。これを変えてほしいという声などが出てくるでしょうね。

ところが、これを乗り越えるとすれば、インサイダーといったような不公正取引を防止するちゃんとした手当てができていのかといった点が問われるのでしょうか。これは金商法マターの話かもしれませんが、こうした点がありました。

まさに仮想通貨を巡る政府の対応というのは、ネム（NEM）の流出で大騒ぎになりましたが、そのほかにも詐欺的なものをどのように排除できるかでしょうね。

まず1つ目として、ユーザーレベルの問題として詐欺的な取扱いをいかに排除できるか。2つ目は、取引所レベルでのセキュリティの問題。3つ目はもう少し大きく見てマネロン対策ですね。こういったものをどうクリアできるか。これらの問題はおそらく仮想通貨を巡る政府の取組みの中心になってくるかと思っています。

仮に、そういったものを乗り越えたものとして法的に担保できれば、まず1つ目のハードルは乗り越えられるということでしょう。

森信：それは金融庁の話ですが、もし本当に金商法にちゃんと位置付けられれば、それはそれでイメージが変わるのではないかと思います。ただ、このハードルは極めて高いと思いますね。特にマネロンとか、詐欺まがいの取引がありますからね。それを金融庁がどうするか。金融庁も、昔は仮想通貨で世界をリードするのだという感じがあったけれど、今は不祥事の多い仮想通貨に対してそうした感じは消えていると私は思います。

●仮想通貨を巡る世界情勢

酒井：なるほど。先ほど、金融所得一体課税の議論の変遷の中で、国民経済の観点からの重要性というお話がありましたが、わが国は一国だけで生きているわけではないので、他国との関わりですとか、ワールドワイドにものと考えていかなければいけないと。先生も普段そうしたことをお話されますが、そういう観点が必要だと思うんですね。

そこで、考えてみると、今年（2018年）の年度内に政府として仮想通貨に乗りだそうと

している国がいくつかあるわけですが、例えばスウェーデンが、「e クローナ」というものを使うだろうと、これはもう既に発表済みですね。また、ウルグアイが「e ペソ」というものを行い、ロシアでは、プーチン大統領が関心を持っていると報道されていて、ロシアは政府通貨としてこれを持ってくるのではないかなどといわれています。あるいは今、中国は 2017 年から取引所とマイニングを禁止していますが、これに対しては、政府通貨としてやっていく方向性を持っているのではないかなどと言われたりしています。

また、ECB（欧州中央銀行）が、今エストニアとかに非常に強いプレッシャーをかけているのは、どうもその ECB 自体が、仮想通貨に乗り出そうとしているのではないかと。これは観測ですが、そうした見方もあるようです。そのような中、小さな国レベル、特にエストニアとかは非常に進んでいます、そうした国レベルでは、ここから、あるいは政府通貨としての取組みがあるようです。

あまり仮定の話をしてても生産的でないかもしれませんが、もし仮に、中国が乗り出したら、ドルという基軸通貨自体が脅かされかねない。要するに、中国はあれだけの人口を抱えていますから、仮想通貨を通貨制度として用いると、だいぶ様相が変わってくるのではないかなという気がいたします。

そうした面から言うと、もしかしたら日本政府もある程度、世界的な波に乗る可能性があるのかなと思うのですが、それはあまりにも楽観的な見方でしょうか。

森信：これは全く私の感想ですけど。まず、今色々な国が挙がっていますが、こうした国は皆それぞれ理由があるんですね、仮想通貨を作りたい理由です。例えば、ベネズエラは、経済的価値をバックグラウンドとした通貨がないわけですから、それに代わるものを用意したいので石油を担保にして仮想通貨

を作る。エストニアの場合はもう、いつロシアから攻められるか分からないから、これはバーチャルなガバメントをつくらうということもやっているわけですね。それに対して、普通の国はまずそうしたことを考えていないわけですね。

そして、中国ですか。これは私もよく知りませんが、これまでいろんな人と話した限りでは、なぜ中国が禁止したかといえ、一言で言えば共産党がコントロールできないからだと思います。仮想通貨だけは本当にコントロールできない。実名制にしようにもできない。つまり、中国の発想としては、自分たちの手に負えないものは入れない。ものすごく明瞭だと思いますね。

そう考えると、仮に 100 パーセント透明性が確保されるようになれば容認するかもしれませんが、そうすると何のための仮想通貨なのかという話にもなりますから、常識的に考えれば、中国がこれを大々的に認めていく可能性は極めて低いという感じがしています。

●仮想通貨は通貨か？

酒井：ありがとうございます。報道によると、以前、日本銀行の黒田東彦総裁は、仮想通貨は「通貨」ではなく、仮想「財産」とでも表現すべきというコメントをされたことがあります。このようなコメントにみられるように、政府の考え方は、先生が先ほどおっしゃったように、仮想通貨というものを通貨として見ることに否定的であると思います。通貨の 3 要素（尺度・交換・保存）とよく言ったりしますよね。価値の尺度としてブレがないとか、強制換価性があるという意味での「交換」、あるいは、貯蓄、備蓄性があるとか、何よりも脆弱性の高いものは認められないわけですね。

仮想通貨はやはり今これだけ値動きが激しいわけですね。株価でいうと平均変動率で

1日1%動くか動かないかですけれど、仮想通貨に至っては6%ぐらい動いてしまう。このように、すごいボラティリティーが高いことを考えると、そうした意味では、安定性の観点においては非常に危ないのではないかとはいえますよね。また、既に確認をいたしました、マネロンに利用されるおそれがあるなどのブラックなところで、アンダーグラウンドな取扱いが行われるのではないかと、詐欺が行われるのではないかと。あるいは、広く多くの人が持っているとはいっても、実は125万人ぐらいしか日本では持っていないと、その中でもほとんどが死に口座で動いている口座はすごく少ないらしい。そうした意味で、通用力という点でも、もちろん強制通用力はおろか、一般的な通用力すらも微妙ということでしょうか。

最近、本屋さんに行くと、『アフター・ビットコイン』という本がすごく売れているみたいですね（編注：対談当時）。お読みになった方もいらっしゃるかもしれませんが、ビットコインはそろそろ危ないのではないかと。マイニングも1,600でしたっけ、ビットコインって制限があるらしいのですが、今はもう1,250ぐらいまで発掘されちゃっていますので、そうすると、今後さらにマイニングで新しいものが出てくる余地は減ってくると。これから価値はさらにどんどん広がっていくというのはあり得ないのではないかとという意見も出ています。

そうした悲観的な意見もありますよね。ただ、他方でこの仮想通貨の仕組みに密着している技術の1つにブロックチェーンというものがあります。仮想通貨はブロックチェーンという技術を使って資産移転をすることになっているのですが、ブロックチェーン自体について、先生は何かお考えはありますか。

●ブロックチェーン技術の将来性

森信：はい。私は、いつもお話しているのです。あえていえば3層になっていると。一番下にブロックチェーンという技術があって、これはもうG20でも高く評価されていますし、FinTechそのものも、ブロックチェーンの技術に乗って広まっているわけですね。プラットフォームを挟んで、ホストとゲストというか、1対1で、「Peer to Peer」みたいな形での取引を完全にセーフティをかけた形でやれるのは、送金などブロックチェーン技術が最も安くて効率的だということで、これはどんどん進んでいくと思います。

銀行の業務なども、Peer to Peerになっていくから、これから大変だということがよくいわれているわけですね。ブロックチェーンが一番下にあって、これは皆さん誰に聞いても新たな経済をつくっていく最新技術だという大きな評価があるわけですね。

その上に仮想通貨というものが乗っかっている。私はさらにその上に、よくいわれる「ICO」というんですか。これがまたいろいろあって難しい。IPOじゃなくてICO。これが何と言いますか、詐欺まがいのものが多いんですね。会社法上、金商法上、資金調達しようとしても極めて厳しい規制がありますよね。これに対して、ICOでやるとインターネットで目論見書みたいなものを作れば資金調達が可能となるということが現実に行われていて。この間も新聞に出ていましたが、だいぶ目論見書と違うとか、利回りも全然違うとか問題が多く見受けられます。

私は、シェアリングみたいな形で遊休資産を交換するような形での、そのようなものはあり得ると思います。また地域通貨みたいな形で、自分の余っている労働力とコインを介在させて、それを別物と換えていくというような、そうしたようなものはあり得ると思

ます。しかし、いわゆる会社の何億、何十億というような資金調達手段としては、不正取引などの防止ができていない以上、極めて問題が多いと思われます。

そうした意味では、なんとなく怪しげな順番でいくと、私は一番上に ICO があって、真ん中に仮想通貨があって、一番下にこれはしっかりとした技術としてのブロックチェーンがあるのではないかと勝手に思っています。

酒井：ありがとうございます。ICO は「Initial Coin Offering」というのですが、「クラウドファンディング」みたいなイメージといえましょうか。スタートアップの企業がお金を集めるときに株式を公開してお金を集めるとイメージは同じで、お金を集める手法として、仮想通貨を使うんです。

実は、それが結構、お金の持ち逃げみたいな話になっていたり、あるいは、先ほど先生が目論見書の作りが嘘っぱちだったというケースを指摘されていました。これは「ホワイトペーパー」というのですが、このホワイトペーパーの作成は、本当は非常に厳しくて、何度も、何度も金融庁とやりとりする必要があるのですが、それでも、非常にダークなイメージがあるのは、おっしゃるとおりだと思います。中国では 100 本ぐらい ICO が作られたのですが、ものすごいお金を持ち逃げしたというので ICO の評価が思い切り下がったという経緯もあります。

そう考えると、もう一度お話を戻しますと、仮想通貨が真ん中で、一番上が ICO でしたね。一番下にしっかりとしているという意味では、ブロックチェーンという技術があるのではないかというお話でした。ブロックチェーンとは、ちょっと技術的な話は今日ここではいたしません、言ってみれば、その取引の内容をあるコンピュータの中に書き込んでおいて、その書き込んだものを改ざんされないように、次の取引をした人、次の取引をした人…と、

みんなが記録を書き込みしていった、後から改ざんができないようにする。絶対に改ざんができないような仕組みを作ってしまうと。

これまで、過去 10 年間の仮想通貨の、例えばビットコインの取引などは、もう全部 1 本の数珠のようにつながったログみたいなものには書き込まれているわけですね。だからこそ、人の名前こそは匿名でも、取引自体はごまかすことができない仕組みになっているわけです。

この仕組みがなぜ広まったかという、まさに仮想通貨のおかげというわけです。ですから、仮想通貨の議論をするときにブロックチェーンの議論は避けて通れないのです。ただし、仮想通貨が本当に通貨としてこれから通用力を持つかと言えは、ハードルは高いと、先ほど森信先生がご懸念されていました。でも、仮想通貨がそんなに盛り上がりなかったとしても、今の先生のお話ですと、ブロックチェーンという技術は残るのではないかと思います。あるいは、ブロックチェーン自体は、これからいろいろ汎用性を持って、将来的にいろんなものに活用されるのではないかというお話でした。

国連には四十何種類の部屋があり、いろんな委員会とかあると思うのですが、そのうち半分以上が実際に、もうブロックチェーンの研究をしているそうです。この間、国連の勉強会に行ってきたのですが、世界には、銀行口座を持っていない人たちがたくさんいますよね。あるいは、国を持っていない、ノーカントリー、まさに国を追われて逃げている人たちがいますよね。あと、家を持っていない人たち、例えば DV とかでどうしても家に帰れないという人たち。様々なそういったデラシネ（根無し草）、すなわち故郷を喪失した人たちが、世界中には、もう何百万、何十万人という単位にいるわけですよね。

ところが、彼らにどうやったら資金提供や援助ができるかという、銀行口座を持って

いないし、名前も明らかにできない。名前を明らかにしたらまた見つかってしまいますから、明らかにできない。そこで、そうした難民の人たちを救済するための技術として、まさに今ブロックチェーンが開発・研究されているというようなことをお聞きしました。

実際に、日本でも「日本版ブロックチェーン」というのでしょうか、みずほ銀行やゆうちょ銀行が、ブロックチェーンを使った仮想通貨の1つとして、「Jコイン」というものを今研究していますし、三菱UFJ銀行では「MUFGコイン」というもの(編注:その後、2018年10月、「coin」に名称変更する旨が公表された。)がもうすぐ出来上がると思うのですが、こういったものをやっているわけですね。

そうした意味では、この仮想通貨まわりというのは、明るい話とちょっとダーティーな話が何か玉石混交となっていて、実際この話をしようとしているのかによっても見え方が違ってくると思いますね。そうした意味では、先ほどの先生のお話ですと、税制はやはり安全な、安心して投資できるような環境に資金シフトをさせることが狙いで、それが「貯蓄から投資へ」の移行に繋がるわけです。このように考えると、その安全性・安心性が担保されない限りは、金融商品の中に仮想通貨を取り込むことは難しいと、こうした流れになるのかと考えます。

●仮想通貨に係る所得税上の問題

酒井: 実は、今日の皆さんにお配りした資料の中にもございますが、私ども有志で暗号通貨の勉強会である「暗号通貨に関する租税制度研究会」というものをやっているんです。この勉強会ではどういうことを議論しているかというと、実はこの勉強会には、現職の当局の職員もいまして一緒に議論しているのですが、仮想通貨の所得が雑所得というのはか

なり厳しいのではないかということを議論しています。これは雑所得自体を駄目とするのではなくて、雑所得として他の所得と区分するのは、それ自体はいいとしても、雑所得において損失の繰延べというものをある程度認めることはできないか、という提案なのです。

先ほど、安心できない取引に税制が援助することは難しいという文脈がありましたが、資金決済法という法律において、いわば適格仮想通貨のように、適格性を持つものと、適格性を持っていないものにきちんと分けることができるのであれば、適格性のあるものについては損失の繰延べを認めてもいいのではないかという提案をしたわけです。

また、時間の制約もありますので十分なお話はできませんが、私たちはマイクロランザクションという考え方を取り入れるべきではないかとも提案しております。これは、例えば、仮想通貨を使ってビックカメラでカメラを買いましたとか、あるいは、エイチ・アイ・エスで旅行を申し込みましたといった場合、現行の取扱いでは、個々の小さい金額の取引についても全部損益計算をして利益の実現があったということで、課税対象にする仕組みになっているのですが、これがあまりにも非現実的すぎて、それはできないのではないかと思うんですね。要するに、日々の取引に使いにくくするのは、果たしていかがなものかという疑問があるところから、少額省略方式を導入してはどうだろうかという提案をしております。これは財政当局も、税務当局も、もうとてもじゃないけれど、そんなものは追いかけられませんから、お互いのために、利用する側、あるいは徴収する側双方のために、少額省略制度を設けてはどうかというようなことを提言しております。

また、実際に確定申告しようと思っても、そうした投資家の人たちに、どれだけの租税リテラシーがあるか分かりません。そうすると、きちんと取得価格を明確に記帳している

かどうかは必ずしも明らかではなくて、もしかしたら、この会場にいらっしゃる先生方の中にも確定申告の際に、顧客に取得価格はいくらですかと聞いても、全然分からないなんて人はいくらでもいるのではないかと思います。

そうした人がいることを考えますと、取得価格の推定計算といった取扱いが必要ではないかと考えております。推定計算については、既に租税特別措置法の中に規定がございます。今、土地の取得価格が分からない場合に、取得費の額を売った金額の 5%相当とするという規定がありますが（措法 31 の 4①）、こういったものを仮想通貨の中に取り込んで推定計算のしやすさみたいなものも同時に手当てすべきではないか。こんな提案をしております。

やはり森信先生がおっしゃるように、他の金融商品との損益通算を認めるのは、まだまだ、今の状況では現実的ではないように思われますが、そういったいくつかのマイナーチェンジといいたいでしょうか、そうした提案を考えているのです。

先生、ご感想などがあればありがたいのですが。

森信：酒井先生のお話に、あえて少々コメントすれば、三菱 UFJ 銀行などが取り組んでいるものは仮想通貨というよりは、送金手数料を要するに FinTech でやろうというような意味で、私はあれは仮想通貨というよりは FinTech だと思うんですね。しかも、あの価値は 1 ビットコイン＝1 円という、要するに実物の裏付けのある形で取引を想定していますよね。いわゆる仮想通貨というのは全く経済的な裏付けがないものなので、三菱 UFJ 銀行のものは FinTech と言ったほうが、私はいいいのではないかなと思います。

それからもう 1 つ、一番はじめに仮想通貨の最大の問題は価値が安定しないため、価値

尺度として機能していないと述べました。つまり、なぜ仮想通貨を持つかという、将来値上がりする期待があるから買うわけですね。値下がりしていれば売らない。値上がりしていれば売る。そうしたことで、非常にボラティリティーも高いし、投機性も高い。だから、今の状況を考えれば、投資というよりは、投機と位置付けられているのだと思います。

それから、今の最後のいろんな現実の税務行政、納税申告のお話についてコメントすると、皆さんご承知のように、私が聞いておりますのは、4 月に仮想通貨団体が 1 つになりましたね。この団体と国税庁が今、仮想通貨の申告に係る環境整備の研究会というのを立ち上げて、毎月 1 回集まっています。

そこで具体的な申告の方法について研究が行われています。売買のデータがあるわけですから、それを税務申告にフィットさせるようなアプリを開発するというような方向で検討が進んでいると聞きます。個人の取得価格、ベーススといったものが技術的に計算可能だといわれていますから、ビットコインの課税の計算については、そうした彼らの IT の発達で解消していくしかないというか、それが一番王道だと私は思っています。

●仮想通貨の課題と展望

酒井：ありがとうございます。先ほど仮想通貨といってもいろいろあるのではないかと、私申し上げたつもりなのですが、まだまだ、何て言うんですかね、標準的な性質付け、性格付けができていない段階です。

先ほど申しましたように、仮想通貨をやっている人の数が多いとはいっても、何かよく「億人」とか、報道されているかもしれませんが、そのような人が目立つだけで全体から見るとほんのまだ、全投資家、仮に一般の株程度に多くの人が投資をするものと比べれば、おそらくほんの 1% もまだ進んでいない

ようなレベルでしょうし、機関投資家も手を出しているわけではないですから、この段階でどうこうというのは、なかなか難しい面がありますよね。やはり税制はある程度慎重な態度で臨まなければいけないというのが、森信先生のご見解でもあるのかもしれません。

ビットフライヤーという会社が発表しているところによると、年内に 20 万店ぐらい仮想通貨を使えるようなお店を増やすという話ですが、それもどうなるのか正直分らないですね。どれぐらいの人が日々の生活資金として、資産として仮想通貨を使うのかというようなところは慎重に見極めていく必要があるということでしょうね。

他方で、国内には今どのぐらいのタンス預金があるかと言うと、約 43 兆円とも言われております。先ほど冒頭にお話もありましたように、森信先生はこれまで長い間、金融商品を、「貯蓄から投資へ」というような、こういった政策にいろんな形で関与されてこられたわけですが、もし、この仮想通貨—その時は仮想通貨という名前かどうか分かりませんが—こうしたものが社会的認知を得て、また安心してある程度の通用力を持つことになると、もしかしたら貯蓄から投資への文脈に仮想通貨が仲間入りをすることもあり得るのでしょうか。先生、どうでしょうか。

森信：私の本音を言わせてもらえれば、仮想通貨には価値の経済的裏付けがないですね。円が上がる、下がる。これは日本経済、あるいは貿易輸出とか、金利とか、そうしたファンダメンタルズと関係しているからその通貨価値が動くわけですが、仮想通貨には全くそうしたものはないわけです。だから、中国が規制したら突然下がる。ある事故があったら下がる。あるいは、投資家がワッと買えば高騰する。仮想通貨には今、FX に投資をしている人が相当流れているといわれています。FX の値がなかなか動かない。だから今まで

FX に投資をしていた人が、より稼ぎたい人たちが仮想通貨に流れてきているというようなことで、何か、経済のファンダメンタルズに基づかない、そうしたバーチャルなカレンシーが金商法にどのように位置付けられるか、一方で金融庁は不正取引、相場操縦は規制したいというジレンマになると思います。

ただ、FinTech は違うということですね。あるいは、もう 1 つ、さっき酒井先生がおっしゃった、いろんなレベルがあるので、先ほど言いましたが、このシェアリングエコノミーのときも遊休の資産と資産を交換するようなときの介在としての仮想通貨、あるいは地域通貨という在り方は想定できます。ここでボランティアをすると何か券がもらえて、子守の 2 時間ぐらいをただにしてもらえとか、そういったような形でこうしたものが普及していく可能性は十分あると思います。

ただ、価値の尺度がないので、通貨としての発達は見込まれないと、私は考えています。そうすると何なんだろう、という感じになっていくのではないかなと思っています。

酒井：なるほど。ありがとうございます。もう時間がありませんが、かの NTT だって、最初に上場した時はあんなに大騒ぎしたけれど、すぐに冷え込んだりして、株もこんなに動くのかと、その時いろいろ思ったりしました。やはり、個々の商品の話じゃなくて市場全体を見ると、まだまだ不安な部分が多いことが明らかになってまいりました。

NTT ドコモは、NTT とは別ですが、ドコモの一部上場は 1998 年 なんですよね。今、2018 年です。たった 20 年の間にこんなにみんなが携帯を持つようになったという。時代の動きというのは本当に早いなと思います。パソコンで初めて本格普及した OS が「Windows95」ですが、あれが 1995 年 ですからね。あれから、今やパソコンをやらない人はいないという時代になりましたが、ここ

で議論しているお話も、「あの頃はあんなことを言っていたよね」と言って、もう10年たったら仮想通貨なんていう言葉は死語になっているかもしれませんし、もしかしたらみんなが仮想通貨を使っているかもしれませんし。本当に「一寸先は闇」のような気がいたしますね。

租税法というのは、やはりそうした意味では、常に社会の変容、経済の動きというのをキャッチアップしながらやっていかなければいけませんし、ここにお集まりの税理士・公認会計士の先生方もそうしたところでご苦労されていらっしゃるのだと思います。だからこそ、こうした勉強会に来られているわけですが、ぜひ、こういった仮想通貨の研究にも、森信先生のご経験と知見をお借りして、いろいろ勉強していきたいなど、私などは思うわけであります。

最終的には、金融行政のほうで、これがいいものと認められるのかどうかにかかっていて、税制としては、その動向をウエイティングボックスで待っているしかないところがあるのかもしれませんが。

先ほどのお話にも出てきましたが、当初は、デリバティブだって「本当は何なの」、「怪しいものじゃないのか」と言っていた時代もありましたし、FX取引は今や金融商品の仲間入りをしましたが、最初はそうではありませんでした。もっとも、何でもいいというわけではないですよ。ご存じのとおり、適格FXだけを損益通算の対象とするわけです。ですから、「くりっく365」とか、ああいったものだけはいいでしょうとしているわけです。それ以外のものは依然としてまだいっぱいあるでしょうけれど、対象とはしていないのです。そういった見極めが、いつになったらできるようになるのかということを、しっかりと勉強していかなければいけないと改めて思った次第です。

先生、お時間もありませんので最後に1つ伺いますが、来年の税制改正に向けて、仮想通貨に関して何か議論されていることがあるのでしょうか。ご存じでしたらお教えいただけますでしょうか。

森信：仮想通貨自体の税制については議論はないと思います。まず、とにかく金商法に位置付けられるかどうか。その議論も行われているとは思えないですね。だから、税の関係で進んでいくのは、実際の申告のときの取得価格などをどう計算するか、それをどう申告に結びつけるかという技術的な面での対応でしょうか。

酒井：そうですね。

森信：購入者が所得計算できるようなアプリを取引所・交換所が開発し購入者に提供できるかと。途中で消費したときにも譲渡益が発生することになっているわけですから、そのときの実際の数字のやりとりをどのように計算できるのかということが、勉強会で出てくるのではないかと思いますね。

これをちゃんとやらないと、結局、国税庁も損をするし、業界も損をすると思うんですね。税制改正ではないと思いますが、おそらく税制改正大綱には、そのようなことが書かれる可能性はあると思います。

酒井：ありがとうございます。東京大学の神作裕之先生が座長として研究会をやっていらっしゃるんですけど、またそうした情報もキャッチアップして、皆さんにフィードバックできるように、私も努めたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、森信先生に私どもの勉強会にお越しいただき、いろいろと興味深いお話をお聞きすることができました。本日は、どうもありがとうございました。